

生産行程管理業務規程

作成日 平成 29 年 8 月 18 日

更新日 令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒890-8577）カゴシマケン カゴシマシカモイケシンマチ 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

名称（フリガナ）：カゴシマケンニクヨウギユウシンコウキョウギカイ 鹿児島県肉用牛振興協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 塩田 康一

ウェブサイトのアドレス：<http://kagoshima-kuroushi.org/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 6 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：カゴシマクロウシ 鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU

4 明細書の変更

鹿児島県肉用牛振興協議会は、法 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

鹿児島県肉用牛振興協議会の構成員である食肉処理加工事業者が、「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」の出荷前に、全国和牛登録協会発行の子牛登記書や登録書、牛個体識別検索情報等により、①品種が黒毛和種であること、②鹿児島県における飼養期間が最長かつ最終飼養地であることを確認し、GI 確認書として確認記録を作成するとともに、鹿児島県肉用牛振興協議会事務局に提出する。

6 明細書適合性の指導

鹿児島県肉用牛振興協議会は、GI 確認書を確認し、品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地の基準に従った生産が行われていない場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたのにもかかわらず、それに従わない場合は、鹿児島県肉用牛振興協議会は、是正が図られるまで当該生産者の生産した牛肉を「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」として出荷することを禁止し、又は、当該生産者について、除名することができる。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 鹿児島県肉用牛振興協議会の構成員である食肉処理加工事業者は、前記5の確認の際に、①品種が黒毛和種であること、②鹿児島県における飼養期間が最長かつ最終飼養地であることを満たしている牛肉についてのみ、地理的表示である「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」及び登録標章が使用されているか否かを確認し、GI 確認書を作成し、鹿児島県肉用牛振興協議会事務局に提出する。
- (2) 鹿児島県肉用牛振興協議会の構成員である食肉処理加工事業者は、(1)の確認の際に、以下の牛肉があるか否かを確認する。
- ① 品種が黒毛和種であること、鹿児島県における飼養期間が最長かつ最終飼養地であることを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」及び登録標章が使用されている牛肉
 - ② 地理的表示である「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」のみが使用されている牛肉
 - ③ 登録標章のみが使用されている牛肉
 - ④ 地理的表示である「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている場合

8 地理的表示等の使用の指導

鹿児島県肉用牛振興協議会は、構成員である食肉処理加工事業者から提出された記録を確認し、以下の場合に該当する場合は、当該食肉処理加工事業者に対して、警告し、是正を求める。なお、警告を受けたのにもかかわらず、それに従わない場合は、鹿児島県肉用牛振興協議会は、是正が図られるまで当該食肉処理加工事業者が「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」として出荷することを禁止し、又は、当該食肉処理加工事業者について、除名することができる。また、協議会総会等において、食肉処理加工業者に対し、地理的表示「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」及び登録標章の適正な使用について、周知徹底を図る。

- ① 品種が黒毛和種であること、鹿児島県における飼養期間が最長かつ最終飼養地であることを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」及び登録標章が使用した場合
- ② 地理的表示である「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「鹿児島黒牛、KAGOSHIMA WAGYU」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている場合

9 実績報告書の作成等

鹿児島県肉用牛振興協議会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後3ヶ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産省に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
鹿児島県肉用牛振興協議会が作成した検査記録

- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業規程

10 実績報告書等の保存

鹿児島県肉用牛振興協議会は、前記 9 により作成提出した書類を、鹿児島県肉用牛振興協議会事務局の鹿児島県農政部畜産課の事務所に、その提出から 5 年間、保存するものとする。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]